

米海兵隊のF A 1 8 戦闘攻撃機を含む外来機飛来・訓練の禁止を求める抗議決議

報道によると、米海兵隊のF A 1 8 戦闘攻撃機18機が5月27日午前、米軍嘉手納基地に飛来した。目的や期間などは不明で、岩国基地（山口県岩国市）から来たものとみられる。

嘉手納基地では、5月20日にもA V 8 B ハリアー攻撃機6機が飛来。1月15日には米ウィスコンシン州の空軍州兵部隊のF 1 6 戦闘機12機が飛来するなど、外来機の飛来が恒常的に続き、5月29日に沖縄防衛局が発表した2014年度の嘉手納基地における航空機運用実態調査（目視調査）によると外来機の離着陸回数は全体の25%を占め、ここ3年同様の傾向を示している。

近年の嘉手納基地では周辺自治体の負担を軽減するためとしてF 1 5 戦闘機の飛行訓練を一部グアムなどに移転しているが、外来機の飛来により騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは逆行している現状が浮き彫りとなっている。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。加えて、日米間の航空機騒音規制措置で運用が制限される午後10時を大幅に超えた飛行を行うなど、常軌を逸した米軍の横暴ぶりに激しい憤りを禁じえない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. 外来機飛来を禁止し、暫定配備を中止すること。
2. 全ての基地の機能強化をしないこと。
3. 騒音防止協定を遵守すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成27年6月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米太平洋軍総司令官 在日米軍総司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第18航空団司令官 在沖米国総領事

米海兵隊のF A 1 8戦闘攻撃機を含む外来機飛来・訓練の禁止を求める意見書

報道によると、米海兵隊のF A 1 8戦闘攻撃機18機が5月27日午前、米軍嘉手納基地に飛来した。目的や期間などは不明で、岩国基地（山口県岩国市）から来たものとみられる。

嘉手納基地では、5月20日にもAV8Bハリアー攻撃機6機が飛来。1月15日には米ウィスコンシン州の空軍州兵部隊のF16戦闘機12機が飛来するなど、外来機の飛来が恒常的に続き、5月29日に沖縄防衛局が発表した2014年度の嘉手納基地における航空機運用実態調査（目視調査）によると外来機の離着陸回数は全体の25%を占め、ここ3年同様の傾向を示している。

近年の嘉手納基地では周辺自治体の負担を軽減するためとしてF15戦闘機の飛行訓練を一部グアムなどに移転しているが、外来機の飛来により騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは逆行している現状が浮き彫りとなっている。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。加えて、日米間の航空機騒音規制措置で運用が制限される午後10時を大幅に超えた飛行を行うなど、常軌を逸した米軍の横暴ぶりに激しい憤りを禁じえない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 外来機飛来を禁止し、暫定配備を中止させること。
2. 全ての基地の機能強化をさせないこと。
3. 騒音防止協定を遵守させること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長